

報道関係者各位

|   |  |
|---|--|
| 担 | 令和6年12月23日   |
| 当 | 【照会先】<br>神奈川県労働局 労働基準部 安全課<br>安全課長 塚田 和男<br>主任地方産業安全専門官 永吉 浩一<br>地方産業安全専門官 関川 晃<br>電話 045-211-7352 |

## 建設現場の集中監督を実施しました

### STOP! 死亡重大災害～建設業～

神奈川県労働局（労働局長 藤枝 茂）は、本年の建設業の死亡災害急増を受け、神奈川県労働局管内の12労働基準監督署による建設工事現場の集中監督を今月実施しました。その結果を取りまとめましたので公表します。

#### 【建設工事現場の集中監督指導結果の概要】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 実施期間        | 令和6年12月2日～12月13日 |
| (2) 臨検監督実施現場数   | 168 現場           |
| (3) 臨検監督実施件数    | 359 件            |
| (4) 違反率(※)      | 59.6%            |
| (5) 主要違反事項等の件数  |                  |
| 元方事業者等の管理に係る違反  | 120 件            |
| 足場の墜落防止措置等に係る違反 | 65 件             |
| 昇降設備、はしご等に係る違反  | 43 件             |
| 行政処分(作業停止等命令)   | 24 件             |

#### (6) 違反の傾向

元方事業者の安全衛生管理以外では、足場、架設通路等における手すりの未設置等に関する違反が最も多く、次いで、昇降設備、はしご、安全通路等の安全確保に係る違反や、足場以外の高所作業における墜落防止措置(作業床の未設置、墜落制止用器具の不使用等)に関する違反が認められた。その他、建設機械の危険防止措置や感電防止措置の違反等多岐にわたる法違反が認められた。

また、作業停止、立入禁止等の命令である行政処分は、足場における手すりの未設置等と足場以外の手すりの未設置等とが同数となっている。

※ 労働基準監督官が臨検監督した現場において、元方事業者や請負会社に対して法違反に係る是正勧告等を行ったもの（法違反以外の指導事項を含んでおりません）。

添付資料 建設現場集中監督指導結果(令和6年12月実施)

建設工事現場の集中監督を実施します(令和6年11月21日付けプレスリリース)



# 建設現場 集中監督指導結果(令和6年12月実施)

(添付資料)

## 1 違反状況

|                 | 建築    | 土木    | その他<br>(電気工事等) | 計     |
|-----------------|-------|-------|----------------|-------|
| 臨検監督実施現場数       | 144   | 9     | 15             | 168   |
| 臨検監督実施件数        | 317   | 24    | 18             | 359   |
| 法令違反件数          | 207   | 5     | 2              | 214   |
| 違反率             | 65.3% | 20.8% | 11.1%          | 59.6% |
| 行政処分件数(作業停止等命令) | 24    | —     | —              | —     |

## 2 違反の概要

|                     | 違反件数 | 主な内容   |
|---------------------|------|--|
| 元方事業者等の安全管理         | 120  | 協力会社(下請)の法令違反の指導の未実施、協力会社が使用する墜落防止設備等に係る災害防止措置の未実施   |
| 足場等の墜落防止措置          | 65   | 足場における手すり・中さん・幅木等未設置、墜落制止用器具の不使用、点検未実施等。その他架設通路、作業構台に係る手すり等未設置、点検の未実施、最大積載荷重の未表示等を含む。        |
| 昇降設備、はしご、安全通路等の安全確保 | 43   | 高さ(深さ)1.5メートルを超える箇所の昇降設備、移動はしごの転移防止、通路における障害物放置等   |
| 足場以外の高所作業における墜落防止措置 | 28   | 作業床の未設置、作業床の端部や開口部における囲い、覆い、手すり等未設置、墜落制止用器具の不使用、墜落制止用器具の取付設備未設置等                             |
| 作業主任者の氏名及び職務内容の周知   | 20   | 足場の組立等作業主任者等の選任時における氏名及び職務内容の掲示等による周知義務未措置   |
| 建設機械・クレーン等          | 16   | 車両系荷役運搬機械、車両系建設機械、高所作業車、移動式クレーン等の作業の方法の未決定、接触による危険、エンジンの停止等を行わず建設機械から運転者が降車、月例点検、作業開始前点検未実施等 |
| 化学物質取扱い等有害作業の適正管理   | 12   | 化学物質のリスクアセスメント未実施、SDS(安全データシート)の作業場未周知、有機溶剤貯蔵場所の立入禁止未措置、地下ピットにおける酸素濃度測定の記録・保存未措置等            |
| 電気機械器具の使用に係る感電防止    | 9    | コードリール等電気機械器具の充電部の覆いの破損、点検未実施、溶接棒ホルダー(絶縁部)の破損状態での使用、仮設配線の通路面での使用(損傷防止未実施)等                   |
| 型枠支保工等              | 6    | パイプサポート等支柱の脚部の滑動防止未措置、関係者以外の立入禁止未措置  |
| その他                 | 14   | 研削といしの覆い未措置、ガス容器の転倒防止未措置、足場の変更未届等  |

報道関係者各位

|   |   |
|---|---|
| 担 | 令和6年11月21日  |
| 当 | 【照会先】<br>神奈川労働局 労働基準部 安全課<br>安全課長 塚田 和男<br>主任地方産業安全専門官 永吉 浩一<br>地方産業安全専門官 関川 晃<br>電話 045-211-7352 |

## 建設工事現場の集中監督を実施します

～令和6年12月第一週に県下の労働基準監督署が実施～

神奈川労働局（労働局長 藤枝 茂）において、本年の建設業の死亡災害急増を受け、全12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督を12月に実施します。

### 1 趣旨

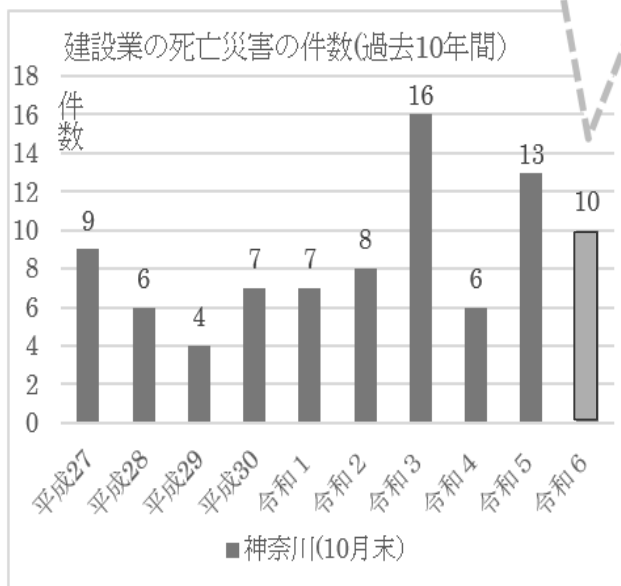
神奈川労働局管内の建設業の労働災害について、死亡者数は10月末現在（速報値）で10人となり、過去10年間でみても3番目に高い水準で推移しております（図1参照）。

死亡災害は、特に7月以降急増し（7月1件、8月2件、9月4件）、過去10年間で2番目に多かった昨年（令和5年）の13件に迫る状況です（図2参照）。

事故の型別では、墜落・転落が最も多く4件、次に、感電2件、おぼれ2件、激突され1件、有害物等との接触1件となっております（図3、4、別添1「【建設業】令和6年死亡災害の概要」参照）。

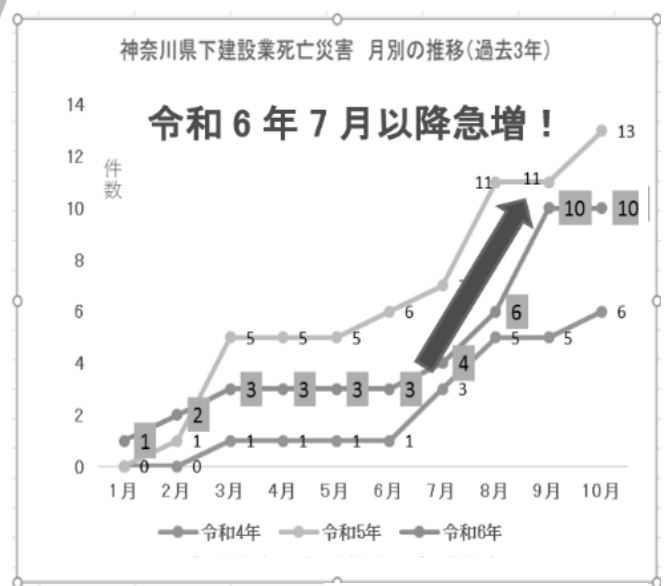
このような状況を踏まえ、墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、労働局長の建設現場パトロール実施時期に合わせて、神奈川労働局内全12の労働基準監督署が一丸となり、建設現場の臨検監督を実施することとしました。

図1



過去10年では3番目に多い水準です！

図2



(図2 R6.11.27訂正版)

図3 令和6(2024)年10月末  
事故の型別の死亡者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

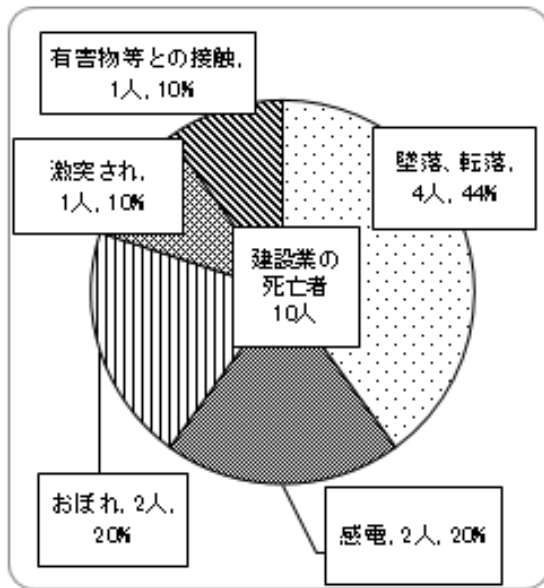
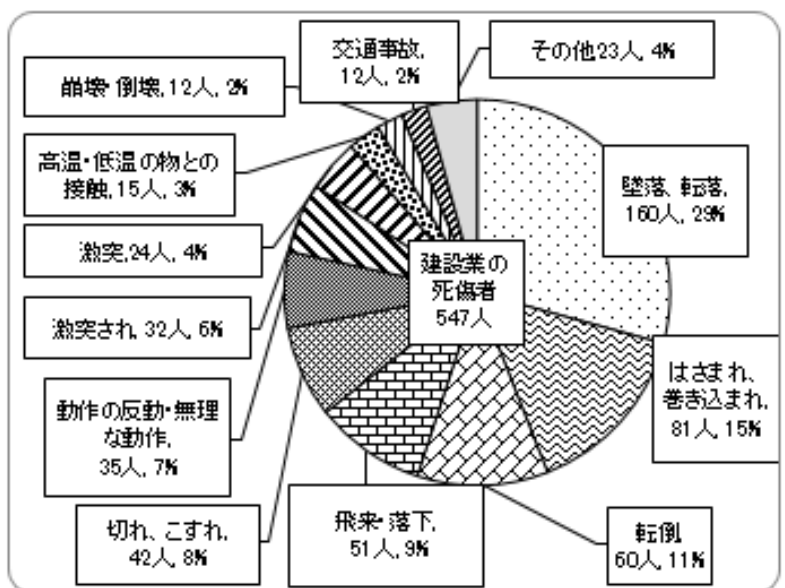


図4 令和6(2024)年10月末  
事故の型別の死傷者数  
(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)



## 2 集中監督の概要

### (1) 体制

神奈川労働局管内全12の労働基準監督署の署長、副署長ら署幹部を含む監督・安全衛生部署に配置された労働基準監督官(単独又は複数)。

### (2) 方法

労働基準監督官による臨検監督を実施します。

### (3) 実施期間等

令和6年12月2日～6日に集中して実施します。

### (4) 臨検監督を実施する工事現場等詳細は非公表です。

## 【建設業】 令和6年 死亡災害の概要

神奈川県労働局  
令和6年10月末現在

| 番号 | 発生月<br>発生時刻 | 業種<br>事業場規模<br>被災者の年齢層    | 起因物<br>事故の型      | 発生概要   |
|----|-------------|---------------------------|------------------|--|
| 1  | 1月<br>17時頃  | その他の建設業<br>～9人<br>25歳～29歳 | 化学設備<br>有害物等との接触 | ガス枝管の切断撤去作業中、自身がスコップで掘削した穴に頭を入れ、意識がない状態の被災者を同僚が発見。救急搬送されたが、都市ガスが漏れたことでの酸素欠乏による急性心機能障害により死亡した。                          |
| 2  | 2月<br>9時頃   | 土木工事業<br>～9人<br>60歳～64歳   | 作業床、歩み板<br>墜落、転落 | 被災者が、ダンプトラックの荷台に道板2枚を掛けて、油圧ショベルをダンプトラックに積込む作業を行っていたところ、道板が荷台から外れ、同時に油圧ショベル及びこれを運転していた被災者が地面に墜落し、被災者は油圧ショベルの下敷きとなった。    |
| 3  | 3月<br>11時頃  | 建築工事業<br>～9人<br>20～24歳    | 足場<br>墜落、転落      | 足場の解体作業中、足場の資材を、上から下に受渡し、作業がひと段落したところで、被災者が持ち場を離れたところ、足場上(高さ約10メートル)から墜落した。  |
| 4  | 7月<br>16時頃  | 土木工事業<br>～9<br>20～24歳     | 締固め用機械<br>墜落、転落  | 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8メートルの高さから当該機械ごと転落し、運転をしていた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。                   |
| 5  | 8月<br>15時頃  | その他の建設業<br>～9人<br>40歳～44歳 | 高所作業車<br>感電      | 送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。  |
| 6  | 8月<br>10時頃  | その他の建設業<br>～9人<br>25歳～29歳 | その他の電気設備<br>感電   | 生コンプラント内の補修工事において被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を手に持ったところ、うめき声が上がって硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したものの。               |
| 7  | 9月<br>10時頃  | 建築工事業<br>～9人<br>15歳～19歳   | 掘削用機械<br>激突され    | 解体工事現場においてバックホーで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床でバックホーの運転手に無線で指示していたところ、誤ってバックホーの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。 |
| 8  | 9月<br>13時頃  | 建築工事業<br>～9人<br>60歳～64歳   | 足場<br>墜落、転落      | 被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり、高さ約1m墜落した。                                   |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

## 【建設業】 令和6年 死亡災害の概要

神奈川県労働局

令和6年10月末現在

| 番号 | 発生月<br>発生時刻 | 業種<br>事業場規模<br>被災者の年齢層  | 起因物<br>事故の型 | 発生概要  |
|----|-------------|-------------------------|-------------|---|
| 9  | 9月<br>16時頃  | 土木工事業<br>～9人<br>35～39歳  | 水<br>おぼれ    | 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10メートルの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。 |
| 10 | 9月<br>16時頃  | 土木工事業<br>～9人<br>40歳～44歳 | 水<br>おぼれ    |   |

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

# STOP！死亡重大災害～建設業～

～全労働基準監督署において年末年始の集中監督を実施中！～

## 【令和6年 死亡災害の発生状況】

令和6年(2024年)の神奈川県管内の建設業の死亡労働災害については、7月以降急増し、死亡者数は10月末(速報値)で10人となっています(図1参照)。これは過去10年間でみても3番目に高い水準で、2番目に多かった昨年(令和5年)の13人に迫る状況です(図2参照)。また、事故の型別では、墜落・転落が最も多く4人、次に、感電2人、おぼれ2人、激突され1人、有害物等との接触1人となっています(図3参照)。

図1 過去3年間の建設業の死亡災害の月別推移(神奈川県)

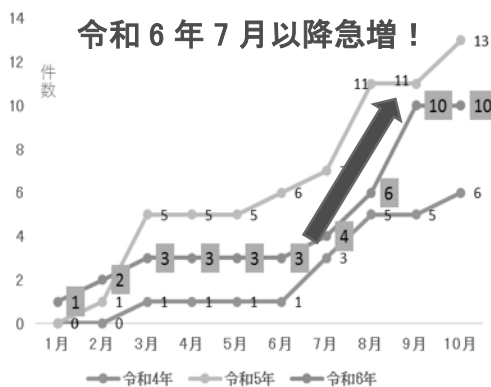


図2 過去10年間の建設業の死亡災害(神奈川県)

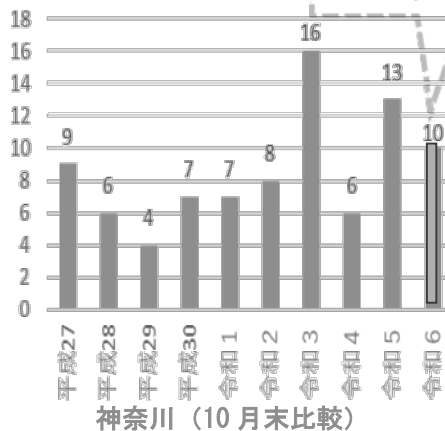
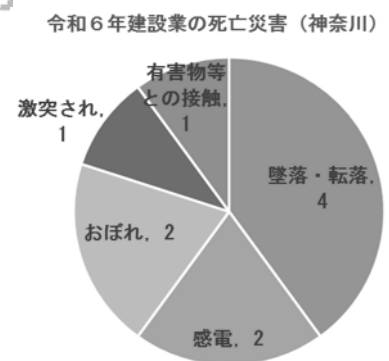


図3 令和6年建設業死亡災害の事故の型別(10月末)



## 【令和6年 死亡災害の事例(一部)】

| 発生月  | 1月   | 2月   | 7月  | 8月   | 9月  |
|------|--|--|---|--|---|
| 業種   | その他の建設業  | 土木工事業  | 土木工事業   | その他の建設業  | 建築工事業   |
| 事故の型 | 有害物等との接触   | 墜落・転落  | 墜落・転落   | 感電   | 激突され  |
| 起因物  | 化学設備   | 作業床・歩み板  | 締固め用機械  | 高所作業車  | 掘削用機械   |
| 年齢   | 25～29歳   | 60～64歳   | 20～24歳  | 40～44歳   | 15～19歳  |
| 発生状況 | ガス枝管の切断作業中、掘削穴に頭部を入れ、意識がない状態で同僚が発見した。都市ガス漏れで酸欠による急性心機能障害によるもの。 | ダンプの荷台に道板2枚を掛けてドラグショベルを積込む作業中、道板が外れて機械ごと横転し、下敷きとなった。 | 整地作業のためローラーを運転して転圧作業中、端部法面(高さ1.8m)から転落し、頭部を機械と地面との間に挟まれた。 | 送電線周りの枝打ち作業のため、高所作業車に搭乗・運転し、作業床(かご)を旋回したところ、高圧線に接触または接近し、感電した。 | 解体工事現場で(互いに目視確認できない状況)、被災者が地表3m下の掘削床でオペに無線指示し、ドラグショベルで掘削中、バケットに激突された。 |
| イメージ |  |  |   |  |   |

## 【事業者が取り組むべき内容の例（チェックリスト）】

墜落・転落などによる死亡重大災害を防ぐため、元方事業者及び関係請負人の各事業者の皆様は、以下の取組内容の例を参考にして、有効な対策を講じていただくようお願いします。

| 重点項目                            | 取組内容の例 <input checked="" type="checkbox"/>  |   |
|---------------------------------|---|---|
| 1 墜落・転落災害防止対策                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・足場や開口部等墜落危険箇所を確実に塞ぐこと(日々の点検の徹底) <input type="checkbox"/></li> <li>・幅1m以上での本足場の設置 <input type="checkbox"/> ・墜落制止器具の適切な使用 <input type="checkbox"/></li> <li>・はしご・脚立の安全な使用 <input type="checkbox"/></li> <li>・木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルに基づく対策 <input type="checkbox"/></li> <li>・スレート屋根、明かり取り等踏み抜きの危険防止措置 <input type="checkbox"/></li> </ul> |  足場<br> はしご<br> 木造家屋<br> 墜落制止器具 |
| 2 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策、接触防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行経路の明確化等安全な作業計画の策定と周知、誘導者の配置 <input type="checkbox"/></li> <li>・近接センサー付き等の高度安全機械の導入 <input type="checkbox"/></li> </ul>  |  高度安全機械導入  |
| 3 クレーン等災害防止対策                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン等の安全な作業計画の策定と周知 <input type="checkbox"/></li> <li>・移動式クレーンのアウトリガーの最大張り出しと定格荷重の遵守 <input type="checkbox"/></li> <li>・荷の落下防止(クレーンのワイヤー、玉掛用具の確実な点検等) <input type="checkbox"/></li> </ul>   |  移動式クレーン構造規格の改正  |
| 4 崩壊・倒壊災害防止対策                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面崩壊による労働災害防止対策ガイドラインに基づく措置 <input type="checkbox"/></li> <li>・解体工事に伴う建築物等の崩壊・倒壊防止(安全な工法の十分な事前検討、ワイヤーロープ等による支え・控え等の設置) <input type="checkbox"/></li> </ul>  |  斜面崩壊防止ガイドライン  |
| 5 感電災害防止対策                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配電線類との離隔距離の確保(電力供給事業者のホームページもご確認願います) <input type="checkbox"/> ・二重絶縁構造の電気機器の使用 <input type="checkbox"/></li> <li>・アーク溶接作業時の自動電撃防止装置、漏電しゃ断装置の機能維持 <input type="checkbox"/></li> </ul>  | 令和6年死亡災害発生!   |
| 6 交通労働災害防止対策                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過積載、荷の偏荷重、過労運転の防止 <input type="checkbox"/></li> <li>・交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対応 <input type="checkbox"/></li> </ul>   |  ガイドラインリーフレット  |
| 7 火災防止対策                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発泡プラスチック系断熱材等に溶接・溶断作業時の火花が引火することによる火災の防止、その他危険物等の存在する場所における火気使用の厳禁 <input type="checkbox"/></li> <li>・作業間の連絡調整の確実な実施 <input type="checkbox"/></li> </ul>  |  川崎南署リーフレット  |
| 8 化学物質対策                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな化学物質規制に係る対応の徹底(ラベル、SDSによる確認、化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任等) <input type="checkbox"/></li> <li>・塗膜の剥離作業における剥離剤中毒等の防止対策 <input type="checkbox"/></li> </ul>  |  剥離剤中毒防止<br> 新たな化学物質規制  |
| 9 若年労働者の安全衛生対策                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れ時、作業変更時をはじめとする安全衛生教育の徹底:「たぶん大丈夫だろう(根拠のない思い込み)」ではなく、「〇〇(段差で躓いて大怪我)かもしれない(危険予知)」の考え方の徹底 <input type="checkbox"/></li> </ul>  | 令和6年死亡災害の半数は20代以下です!  |
| 10 外国人労働者の安全衛生対策                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業に従事する外国人労働者向け教材(職種ごとの動画・テキスト)の活用等母国語を踏まえた安全衛生教育の実施 <input type="checkbox"/></li> <li>・作業場所における明確な意思疎通手段の確保 <input type="checkbox"/></li> </ul>   |  母国語教材   |
| 11 高齢労働者の労働災害防止対策               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢労働者の安全と健康のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく措置の実施(個々の特性に応じた適切な配置等) <input type="checkbox"/></li> </ul>  |  ガイドラインリーフレット  |
| 12 一人親方等の安全衛生対策                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年(2023)4月以降の労働安全衛生規則等省令改正による保護措置の義務化に伴う対策の実施 <input type="checkbox"/></li> </ul>   |  2023.4 改正<br> 2025.4 改正  |